

平成 22 年 第 2 回

# 三重県議会定例会会議録

( 12 月 21 日 )  
第 12 号



平成22年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第12号

平成22年12月21日（火曜日）

---

### 議事日程（第12号）

平成22年12月21日（火）午前10時開議

- 第1 議案第15号から議案第32号まで、議案第36号から議案第40号まで、  
議案第43号から議案第48号まで、議案第54号から議案第66号まで及  
び議案第69号から議案第73号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 請願第80号から請願第85号まで  
〔討論、採決〕
- 第3 意見書案第12号から意見書案第21号まで  
〔討論、採決〕
- 第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第5 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第6 地域主権調査特別委員会廃止の件
- 第7 議提議案第2号  
〔提案説明、採決〕
- 第8 議案第74号  
〔提案説明、採決〕
- 第9 閉会中の継続審査及び調査の件

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第15号から議案第32号まで、議案第36号から議案第40号ま

で、議案第43号から議案第48号まで、議案第54号から議案第66号まで及び議案第69号から議案第73号まで

- 日程第2 請願第80号から請願第85号まで  
日程第3 意見書案第12号から意見書案第21号まで  
日程第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件  
日程第5 特別委員会の調査事項に関する報告の件  
日程第6 地域主権調査特別委員会廃止の件  
日程第7 議提議案第2号  
日程第8 議案第74号  
日程第9 閉会中の継続審査及び調査の件

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	長 田	隆 尚
2	番	津 村	衛
3	番	森 野	真 治
4	番	水 谷	正 美
5	番	杉 本	熊 野
6	番	村 林	聡
7	番	小 林	正 人
8	番	奥 野	英 介
9	番	中 川	康 洋
10	番	今 井	智 広
11	番	藤 田	宜 三
12	番	後 藤	健 一
13	番	辻	三千宣
14	番	笹 井	健 司
15	番	中 村	勝

16	番	稻垣	昭義
17	番	北川	裕之
18	番	服部	富男
19	番	末松	則子
20	番	中嶋	年規
21	番	竹上	真入
22	番	青木	謙順
23	番	中森	博文
24	番	中真	弓俊
25	番	館直	正人
26	番	日沖	剛志
27	番	前田	泰樹
28	番	藤田	博
29	番	田中	秀郎
30	番	大野	和美
31	番	前野	和隆
32	番	水谷	勇喜雄
33	番	野田	隆嘉
34	番	岩田	吉郎
35	番	貝増	勝
36	番	山本	史
37	番	森本	実
38	番	吉川	裕幸
39	番	舟橋	哲央
40	番	三谷	進一
41	番	中村	宗郎
43	番	西塚	虔
44	番	萩野	

45	番	永	田	正	巳
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美
49	番	萩	原	量	吉
50	番	藤	田	正	美
( 51	番	欠			員)
( 52	番	欠			員)
( 42	番	欠			番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大	森	秀	俊
書記(事務局次長)	高	沖	秀	宣
書記(議事課長)	原	田	孝	夫
書記(企画法務課長)	永	田	慎	吾
書記(議事課副課長)	米	田	昌	司
書記(議事課主査)	平	井	靖	士
書記(議事課主査)	竹之内		伸	幸

---

会議に出席した説明員の職氏名

知事	野	呂	昭	彦
副知事	安	田	敏	春
副知事	江	畑	賢	治
政策部長	小	林	清	人
総務部長	植	田		隆
防災危機管理部長	東	地	隆	司
生活・文化部長	山	口	和	夫
健康福祉部長	真	伏	秀	樹

環境森林部長	辰 己 清 和
農水商工部長	渡 邊 信一郎
県土整備部長	北 川 貴 志
政 策 部 理 事	梶 田 郁 郎
政策部東紀州対策局長	小 林 潔
政 策 部 理 事	藤 本 和 弘
健康福祉部理事	浜 中 洋 行
健康福祉部こども局長	太 田 栄 子
環境森林部理事	岡 本 道 和
農水商工部理事	林 敏 一
農水商工部観光局長	長 野 守
県土整備部理事	廣 田 実
企 業 庁 長	高 杉 晴 文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和
教育委員会委員長	清 水 明
教 育 長	向 井 正 治
公安委員会委員	田 中 彩 子
警 察 本 部 長	河 合 潔
代表監査委員	植 田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智 雄
人事委員会委員長	飯 田 俊 司
人事委員会事務局長	堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員

宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長

小 西 正 史

---

午前10時0分開議

開 議

議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第12号から意見書案第21号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第74号並びに議提議案第2号は、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

### 防災農水商工常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
3 1	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例案
6 5	三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年12月9日

三重県議会議長 三谷 哲央 様



生活文化環境森林常任委員会審査報告書

議案番号	件名
39	大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案
58	財産の取得について
62	三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について
63	三重県民の森の指定管理者の指定について
64	三重県上野森林公園の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年12月13日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

生活文化環境森林常任委員長 前野 和美

健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
38	認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を改正する条例案
59	三重県母子福祉センターの指定管理者の指定について
60	三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について
61	三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について

6 6	三重県立志摩病院の指定管理者の指定について
-----	-----------------------

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年12月13日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

健康福祉病院常任委員長 後藤 健一

### 県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
5 4	工事請負契約の変更について（一般地方道蓮峽線（1号橋梁上部工）地方道路交付金工事）
5 5	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター 系3・4池水処理施設（土木）建設工事）
5 6	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第8工区）管渠工事）
5 7	工事協定締結の変更について（主要地方道伊勢松阪線道路改築事業に伴う近鉄山田線小俣・宮町間軌道下函橋新設工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年12月14日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

県土整備企業常任委員長 服部 富男

## 教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
43	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年12月14日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

教育警察常任委員長 杉本 熊野

## 政策総務常任委員会審査報告書

議案番号	件名
30	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例案
32	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年12月10日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

政策総務常任委員長 水谷 正美

## 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
15	平成22年度三重県一般会計補正予算(第8号)

16	平成22年度三重県債管理特別会計補正予算(第1号)
17	平成22年度三重県交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)
18	平成22年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
19	平成22年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算(第1号)
20	平成22年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
21	平成22年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
22	平成22年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
23	平成22年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
24	平成22年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
25	平成22年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)
26	平成22年度三重県水道事業会計補正予算(第1号)
27	平成22年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
28	平成22年度三重県電気事業会計補正予算(第1号)
29	平成22年度三重県病院事業会計補正予算(第1号)
36	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案
37	三重県グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例案
40	三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案
44	三重県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例案

45	当せん金付証券の発売について
46	林道関係建設事業に対する市町の負担の変更について
47	県営農水産関係建設事業に対する市町の負担の変更について
48	土木関係建設事業に対する市町の負担の変更について
69	平成22年度三重県一般会計補正予算(第10号)
70	平成22年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算(第2号)
71	平成22年度三重県水道事業会計補正予算(第2号)
72	平成22年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号)
73	三重県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年12月17日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

予算決算常任委員長 西塚 宗郎

## 請 願 審 査 結 果 報 告 書

( 新 規 ( 11 月 ) 分 )

### 政策総務常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果
請80	軽油引取税における課税免除措置制度の存続を求めることについて	津市桜橋2丁目177-2 三重県砕石工業組合 理事長 中川 治	今 井 智 広 稲 垣 昭 義 末 松 則 子 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美	採択
請81	県機関窓口における行政書士法の遵守徹底に基づく適正な窓口指導の実施を求めることについて	津市広明町349番地1 いけだビル2階 三重県行政書士会 会長 伊藤 庄吉	今 井 智 広 稲 垣 昭 義 藤 田 正 美	採択

### 生活文化環境森林常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果
請82	私学助成を求めることについて	津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 篠田 正道 外20名	今 井 智 広 稲 垣 昭 義 中 嶋 年 規 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美	採択

### 健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果
請83	地域生活定着支援センターの事業に関し改善を求めることについて	津市桜橋2丁目131 一般社団法人三重県社会福祉士会 代表 南川 久美子	稲 垣 昭 義 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美	採択
請84	B型肝炎訴訟の早期全面解決によりB型肝炎罹患者の治療体制の確保及びB型肝炎患者の保護政策の形成を求める意見書の採択を求めることについて	大阪市浪速区戎本町1-9-19 酒井家ビル1号館5階 きづがわ法律事務所 弁護士 井上 洋子 (事務局長) 外3名	末 松 則 子 中 嶋 年 規 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎	採択

請85	30人学級とゆきとどいた教育の実現を求めることについて	四日市市笹川1 - 52 - 16 吉野 啓子 外4,506名	萩原量吉 真弓俊郎	不採択
-----	-----------------------------	---------------------------------------	--------------	-----

( 継 続 分 )

生活文化環境森林常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請68	「選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める意見書」提出を求めることについて	津市寿町7 - 50 新日本婦人の会三重県本部 会長 西川 委久代	真弓俊郎 萩原量吉	継続審査

意見書案第12号

私学助成の充実等を求める意見書案

上記提出する。

平成22年12月9日

提出者

生活文化環境森林常任委員長

前野和美

私学助成の充実等を求める意見書案

私立学校は、独自の校風を守りつつ建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与している。

しかしながら、平成22年4月、高等学校等就学支援金制度が創設されるなど、生徒等の修学上の経済的負担が一部軽減されたものの、依然として、小学校、中学校及び高等学校における公私間の教育費の格差は大きく、私立学校の生徒等は大きな経済的負担を強いられているところである。

また、近年における少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は厳

しい状況にある。

よって、本県議会は、国において、教育振興基本計画に私立学校に在学する生徒等の修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全化の向上等が明記されたことを踏まえ、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 授業料等の減免措置に係る補助の充実を図ること。
- 2 私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、経常的経費に係る補助の充実を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

---

意見書案第13号

地域生活定着支援事業の推進を図るための意見書案  
上記提出する。

平成22年12月13日

提出者

健康福祉病院常任委員長

後 藤 健 一

地域生活定着支援事業の推進を図るための意見書案

平成21年度に創設された地域生活定着支援事業は、都道府県に地域生活定着支援センター(以下「センター」という。)を設置することにより、矯正施設退



所者の社会復帰を支援し、再犯防止に資すること目的としている。

センターは、刑務所や少年刑務所、拘置所、少年院といった矯正施設の入所者の内で、高齢であり、又は障がい有するため、その退所後福祉的な支援を必要とする者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を行うものである。

本県においては、平成22年4月、センターを開設し、その運営を一般社団法人三重県社会福祉士会に委託しているが、この事業の一層の推進が求められる。よって、本県議会は、国において、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 地域生活定着支援事業について法律で規定することにより、当該事業の持続性及び安定性を確保するとともに、矯正施設等に対して協力を義務付けたり、センターに対して調査の権限を付与したりすることなどによりセンターの機能の強化を図ること。
- 2 事業の進展等に対応するため、地域生活定着支援事業に要する経費に関し、補助を増額すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣  
厚生労働大臣、国家公安委員会委員長

---

意見書案第14号

B型肝炎ウィルスの感染被害者への支援の充実等を求める意見書案  
上記提出する。

平成22年12月13日

提 出 者

健康福祉病院常任委員長

後 藤 健 一

## B型肝炎ウィルスの感染被害者への支援の充実等を求める意見書案

予防接種法等に基づく集団予防接種等において注射器が連続使用されたこと  
によってB型肝炎ウィルスに感染した者及びその遺族が国家賠償法に基づく損  
害賠償を求めるB型肝炎訴訟が、現在、全国の10地方裁判所に係属している。  
この内、札幌及び福岡の地方裁判所から、本年3月、和解勧告がなされたところ  
である。

また、平成18年6月には最高裁判所が、B型肝炎ウィルスに感染した患者5  
名による訴訟において、乳幼児期に受けた集団予防接種等との因果関係を認め  
たことを踏まえ、平成21年12月に成立した肝炎対策基本法の前文において、国  
の責任を認めているものである。

しかしながら、政府の和解に向けた対応は、緩慢かつ消極的であり、また、  
被害者の救済のための措置も不十分である。

よって、本県議会は、B型肝炎は慢性化すると肝硬変や肝がんを発症させる  
こともある深刻な病気であることにかんがみ、国において、早期にB型肝炎訴  
訟の全面解決を図るとともに、治療のための体制や環境の整備、患者に対する  
支援等の施策を充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

( 提 出 先 )

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣  
厚生労働大臣

意見書案第15号

軽油引取税の課税免除措置の存続等を求める意見書案  
上記提出する。

平成22年12月14日

提 出 者

政策総務常任委員長

水 谷 正 美

軽油引取税の課税免除措置の存続等を求める意見書案

平成21年度地方税制の改正において道路特定財源の見直しが行われ、これに伴い、軽油引取税の課税免除措置は、3年間の存続の後、平成24年3月、廃止されることとなった。この軽油引取税の課税免除措置とは、例えば採石や砕石製造などの現場において機械の動力源として使用するなど、その用途が道路の使用に直接関連を有しないと認められる場合などの軽油に対しては、課税を免除されているものである。

しかしながら、長引く景気の低迷や公共投資の抑制等を背景に、地方の建設関連の企業の経営は厳しい状況にあり、この課税免除措置の廃止は、地方においてさらなる景気の落ち込みを招くことが懸念される。

よって、本県議会は、国において、軽油引取税の課税免除措置を当面存続し、その廃止については、景気の見通し等を踏まえ、慎重に判断されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

( 提 出 先 )

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
経済産業大臣

---

意見書案第16号

地方議会の機能強化及び地方議会議員の法的位置付けの明確化を  
求める意見書案

上記提出する。

平成22年12月14日

提 出 者

今 井 智 広  
稲 垣 昭 義  
未 松 則 子  
中 嶋 年 規  
青 木 謙 順  
真 弓 俊 郎  
藤 田 正 美

地方議会の機能強化及び地方議会議員の法的位置付けの明確化を  
求める意見書案

地方議会は住民に対する説明責任を果たしつつ政策立案機能及び監視機能を十分に発揮する必要があるとの認識の下、本県議会は、議会改革に努めてきた。その一例として、定例会を年2回招集するなど会期等を見直したことやほぼ全ての議員によって構成される予算決算常任委員会を設置することにより予算等の審議の充実を図ったこと、政務調査費の透明性を高めたことなどが挙げられる。

今後さらに地方分権が進展し、義務付け・枠付けの見直しなどにより地方公共団体の条例制定権が拡大されることによって、地方議会の役割と責任はより

一層大きくなることが予想される。

他方、地方議会議員の活動が住民から十分に理解されているとは言い難いのが現状である。

よって、本県議会は、国において、速やかに関係法令の改正を行い、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 地方議会の意思を国政等に確実に反映させるため、地方議会が提出した意見書に対して関係行政機関が誠実に回答することを義務付けること。
- 2 いわゆる公選職としての地方議会議員の責務を明らかにするとともに、責務に応じた対価として、都道府県議会議員については「地方歳費」又は「議員年俸」とすること。
- 3 地方自治法において調査研究に資するため必要な経費として交付することができる規定されている政務調査費の制度を見直し、より幅広い議員活動に交付できることを明確にすることによって地方議会議員の活動基盤を強化すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

意見書案第17号

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への参加に慎重な対応を  
求める意見書案

上記提出する。

平成22年12月14日

提出者

末 松 則 子  
中 嶋 年 規  
青 木 謙 順  
真 弓 俊 郎

## 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への参加に慎重な対応を 求める意見書案

本年11月に開催されたアジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）首脳会議に先立ち、政府は、包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月閣議決定）において、ＴＰＰについて、情報収集の必要性と国内環境整備の推進に言及しつつ、関係国との協議を開始することを明らかにした。ＴＰＰは、原則として全品目の関税を撤廃するものであり、仮に参加することとなると、我が国の農業や製造業などの各産業に幅広くかつ深刻な影響が及ぶと予想されている。

農業分野においては、国産農作物の多くがアメリカやオーストラリア等からの輸入農産物に置き換わることとなると、国内食料自給率の低下のみならず、国土の保全や、水の涵養、農村文化の伝承といった農業や農村が持つ多面的機能を失うことも懸念される。

もっとも、仮に参加しなかった場合には、自動車や機械産業、電気電子といった基幹産業の分野において、我が国の製品が海外で市場シェアを失い、関連産業を含めて大きな損失を受けることが予想される。

よって、本県議会は、国において、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

### 記

- 1 ＴＰＰへの参加については、国民に対し、中小企業を含めた主に基幹産業の分野に及ぼすメリット及び主に第一次産業分野に及ぼすデメリットという観点からのみならず、外国人労働者など人の移動自由化も含めた社会全体への影響について、具体的かつ分かりやすい情報を提供し、国民的議論を喚起

するとともに、参加の是非や方法については慎重に判断すること。

- 2 TPPによる農業分野への影響の甚大さにかんがみ、関係国との協議に先立ち、安全な食料の安定的供給や食料自給率の向上、農林水産業及び農山漁村の振興等のため十分な対策を講じるとともに、経営基盤の脆弱な中小企業等への影響の緩和についても配慮すること。なお、これらの対策の策定に当たっては、あらかじめその内容を公表し、国民的合意を得ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣  
農林水産大臣、経済産業大臣、国家戦略担当大臣

---

意見書案第18号

子ども手当について国が全額を負担することを求める意見書案  
上記提出する。

平成22年12月14日

提出者

今 井 智 広  
稲 垣 昭 義  
末 松 則 子  
中 嶋 年 規  
青 木 謙 順  
真 弓 俊 郎  
藤 田 正 美

## 子ども手当について国が全額を負担することを求める意見書案

平成22年4月、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子ども手当が創設された。

この子ども手当について、政府は、国負担を基本として施行することとし、平成22年度におけるその支給に当たってはあくまで単年度限りの措置として、児童手当法に基づく児童手当が子ども手当の一部とされたものである。

しかしながら、平成23年度予算編成過程でも、引き続き地方が負担する児童手当分を子ども手当の一部に充当することが検討されている。

なお、国と地方の役割分担として、地方は、地域の実情や多様なニーズに地方の裁量や創意工夫によって対応すべきものを担い、国が全国一律としてその額を決定する現金給付については、国が負担すべきである。

よって、本県議会は、国において、平成23年度以降の子ども手当について、国が全額を負担されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）

国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（行政刷新）

---

意見書案第19号

公共調達に関して働きがいのある人間らしい仕事の実現を図るための法整備を求める意見書案

上記提出する。

平成22年12月14日



## 提 出 者

今 井 智 広  
稲 垣 昭 義  
未 松 則 子  
中 嶋 年 規  
青 木 謙 順  
真 弓 俊 郎  
藤 田 正 美

### 公共調達に関して働きがいのある人間らしい仕事の実現を図る ための法整備を求める意見書案

近年、国際労働機関（ILO）が、「人間らしい働きがいのある仕事」の実現を目標に掲げて活動を行い、我が国でも、新成長戦略にこれについて明記し、雇用の創出、仕事における権利の保障、社会的保護の拡充及び社会対話の促進の4つの戦略目標の実行に取り組んでいる。

国等による公共調達における受注企業等においても、当然、この「人間らしい働きがいのある仕事」の実現の推進が求められるところである。

しかしながら、長引く景気の低迷や公共投資の抑制等を背景に、公共調達において過当競争や過度の低価格化が進展し、受注企業の被用者等に、低賃金や長時間労働といった労働条件の悪化、非正規化、雇用の喪失などをもたらしている場合がある。この状況を放置すると、人間らしい生き方を阻害することにつながりかねず、また、財とサービスにおけるさらなる物価の低下やデフレの長期化の誘発も懸念される。

よって、本県議会は、国において、公共調達に当たっては、法定労働条件の履行やすべての被用者の労働保険への加入等を契約の要件とする趣旨の法律等を整備することにより、「人間らしい働きがいのある仕事」の実現の促進を図られるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣  
厚生労働大臣

意見書案第20号

地域経済の活性化のための施策の推進等を求める意見書案  
上記提出する。

平成22年12月14日

提出者

今 井 智 広  
稲 垣 昭 義  
末 松 則 子  
中 嶋 年 規  
青 木 謙 順  
真 弓 俊 郎  
藤 田 正 美

地域経済の活性化のための施策の推進等を求める意見書案

長引く景気の低迷に加え、近時はデフレや円高による輸出の不振などを背景として、景気は一段と悪化している。また、若年層を中心に厳しい雇用情勢が続き、失業率も高水準で推移するなど国民生活は厳しい状況にある。

政府は、緊急の総合経済対策を策定し、本年11月、これを実現するための補正予算が成立したところであるが、景気の下支えとしての効果は不十分かつ限

定的とみられ、とりわけ雇用の確保は喫緊の課題である。

さらに、製造業の寄与の大きい地域においては、エコカー補助金や家電エコポイント制度の変更などによる駆け込み需要の反動の影響から、景気が悪化することが懸念される。

よって、本県議会は、地域の実情に応じた効果的な経済対策を実施するため、国において、下記の事項について、特段の財政的措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 地域活性化交付金の増額等により、地方が地域の活性化ニーズに応じてきめ細やかな事業を実施することのできるよう支援すること。
- 2 重点分野雇用創造事業の交付の要件の緩和などにより、雇用環境の厳しい地方において雇用の創出を図ること。
- 3 耐震化等により安全な生活環境の整備を図るとともに、地域経済の再生に向けて社会資本整備を促進すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

---

意見書案第21号

環太平洋連携（ＴＰＰ）への参加に関して第一次産業の一層の構造改革を求める意見書案

上記提出する。

平成22年12月14日

提出者

萩野 虔 一  
中村 進 一  
大野 秀 郎  
館 直 人  
藤田 宜 三

## 環太平洋連携（ＴＰＰ）への参加に関して第一次産業の一層の構造改革を求める意見書案

本年11月に開催されたアジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）首脳会議に先立ち、政府は、包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月閣議決定）において、環太平洋連携（ＴＰＰ）協定について、情報収集の必要性和国内環境整備の推進に言及しつつ、関係国との協議を開始することを明らかにした。

環太平洋連携（ＴＰＰ）は、原則として全品目の関税を撤廃するものであり、参加により、我が国の農業や製造業などの各産業に幅広くかつ重大な影響が及ぶと予想されている。

例えば、参加しなかった場合、我が国の基幹分野である自動車や機械産業、電気電子等において、海外での市場シェアを失うことが予想され、産業の空洞化による雇用の喪失さえ懸念される。国益の観点から、経済連携の強化は必須である。

他方、参加した場合、農業分野においては、国産農作物の多くがアメリカやオーストラリア等からの輸入農産物に置き換わることとなると、国内食料自給率の低下のみならず、国土の保全や、水の涵養、農村文化の伝承といった農業や農村が持つ多面的機能を失うことも懸念される。

そのため、この機会に農業政策の体系を根本的に転換するなど第一次産業の一層の構造改革が必要である。

よって、本県議会は、国において、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

## 記

- 1 環太平洋連携（ＴＰＰ）への参加については、そのメリット及びデメリットという観点から国民に対し詳細かつ分かりやすい情報を提供し、国民的議論を喚起するとともに、参加の方法については国益に照らして戦略的に判断すること。
- 2 環太平洋連携（ＴＰＰ）による農業分野への影響の甚大さにかんがみ、関係国との協議に先立ち、安全な食料の安定的供給や食料自給率の向上、農林水産業及び農山漁村の振興等のため、第一次産業の一層の構造改革を進め、十分な対策を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣  
農林水産大臣、経済産業大臣、国家戦略担当大臣

---

### 追加提出議案件名

議案第74号 教育委員会委員の選任につき同意を得るについて

議提議案第2号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

---

議提議案第2号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例案

右提出する。

平成22年12月20日

提出者 中川 康 洋

中 嶋 年 規  
田 中 博  
岩 田 隆 嘉  
山 本 勝  
舟 橋 裕 幸  
中 村 進 一  
萩 野 虔 一  
萩 原 量 吉

### 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「基本額は、」の下に「議長、副議長若しくは議員の住居から議事堂まで、又は、議事堂から議長、副議長若しくは議員の住居までの旅行以外の旅行であって、かつ、県の所有する自動車（借上バスを含む。以下同じ。）による旅行以外の」を加え、同項ただし書中「県の所有する自動車（借上バスを含む。）のみによる旅行をした日においては支給しない。」を「県の所有する自動車によることが相当であるにもかかわらず、これによらなかった場合は、この限りでない。」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

## 提案理由

三重県議会議員の旅行の実情等にかんがみ、旅費の支給等について改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

## 委員長報告

議長（三谷哲央） 日程第1、議案第15号から議案第32号まで、議案第36号から議案第40号まで、議案第43号から議案第48号まで、議案第54号から議案第66号まで及び議案第69号から議案第73号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。末松則子防災農水商工常任委員長。

〔末松則子防災農水商工常任委員長登壇〕

防災農水商工常任委員長（末松則子） 御報告申し上げます。

防災農水商工常任委員会に審査を付託されました議案第31号三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例案外1件につきましては、去る12月9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、12月13日に開催した委員会も含め、特に議論のありました事項について申し述べます。

市町及び企業の防災力向上についてであります。

市町の防災対策の現状や取組状況を、市町自らが客観的に把握、評価することで、その強みや弱みに基づいた効果的な対策を進めるために、県では市町防災力診断を実施されました。診断結果は指標ごとの取組状況が大変わかりやすく示されており、これを活用し、優良事例を積極的に発信するなど、県内市町の防災力向上に引き続き取り組まれるよう要望します。

また、県は、県内事業所の現状の防災力を把握するため、企業防災力診断も実施されました。診断結果を踏まえ、現在、策定を進めている三重県中小企業BCPモデルや、構築中のみえ企業等防災ネットワークなどを活用し、企業防災力向上のための取組を一層推進されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 前野和美生活文化環境森林常任委員長。

〔前野和美生活文化環境森林常任委員長登壇〕

生活文化環境森林常任委員長（前野和美） 御報告申し上げます。

生活文化環境森林常任委員会に審査を付託されました議案第39号大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第3条3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案外4件につきましては、去る12月9日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、議案第39号、議案第58号、議案第63号及び議案第64号については全会一致をもって可決、議案第62号については賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において特に議論のありました事項について申し上げます。

議案第64号三重県上野森林公園の指定管理者の指定についてであります。

指定管理候補者の選定は、外部有識者等による選定委員会において総合的な判断により、これまでの実績等から指定管理者候補としてふさわしいとの結論でありましたが、県民サービスの向上においてさらなる創意工夫が求められるとの指摘がありました。本委員会は、選定委員会の結論を重く受けとめ、当議案を可決すべきものとしたしましたが、評価点から見て適切な管理運営がなされるかについて、複数の委員から一層の改善が必要である旨、意見が出されました。県当局におかれては、今後、実際の運営管理の中で適切な改善策が実施されるよう、十分な指導を行うことを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 後藤健一健康福祉病院常任委員長。

〔後藤健一健康福祉病院常任委員長登壇〕

健康福祉病院常任委員長（後藤健一） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第38号認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を改正する条例案外4件につきましては、



去る12月9日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第38号、議案第59号から議案第61号までの4件につきましては全会一致をもって原案を可決、議案第66号につきましては、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、議案第66号三重県立志摩病院の指定管理者の指定についての審査において、特に議論のありました事項と、その審査の経緯について申し述べます。

志摩病院の指定管理者の指定については、県立病院改革に関して県議会と県当局が調査、議論を重ね、県立病院改革に関する基本方針を策定するとともに、三重県立志摩病院指定管理条件（骨子案）を定めるに至ったところであります。

それを受け、本年7月から指定管理者の公募を行うとともに、6月から10月にかけて、志摩病院指定管理者選定委員会において4回にわたり調査、審議が行われました。今般、その調査、審議の結果を踏まえ、病院事業庁において総合的に審査を行った結果、公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者として指定するとの議案が提出されました。

当委員会の審査におきましては、指定管理者制度の導入自体は否定するものではないものの、この指定管理者の指定について、地域住民への説明が不十分であること、また、志摩病院において特に懸案となっている救急医療や小児科、産婦人科の体制が、現時点では明確にはなっていないことなどから、さらに調査、検討を行った上でその適否について判断する必要がある、継続審査とすべきであるとの意見が出されました。

一方、この指定管理者の指定について、学識経験者や地域の関係者による選定委員会において審査を尽くし、ふさわしいとの結論が出されたことを尊重し、志摩地域における医療の窮状にかんがみ、遅滞なく指定管理者を指定し、医師確保などの具体的な対応を次の段階に進めていくことが必要であるとの意見が出されました。

このため、これらの議論の後、当議案に関して、まず、継続審査とすべき

か否かを諮ったところ、継続審査とすることが否決され、引き続き当議案の採決を行った結果、賛成多数をもって原案を可決すべきものとの結論に至りました。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 服部富男県土整備企業常任委員長。

〔服部富男県土整備企業常任委員長登壇〕

県土整備企業常任委員長（服部富男） 御報告申し上げます。

県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第54号工事請負契約の変更について（一般地方道蓮峽線（1号橋梁上部工）地方道路交付金工事）外3件につきましては、去る12月14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 杉本熊野教育警察常任委員長。

〔杉本熊野教育警察常任委員長登壇〕

教育警察常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第43号風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案につきましては、去る12月14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、12月10日に開催した委員会での調査も含め、当委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、次期教育振興ビジョン（仮称）案についてであります。

次期教育振興ビジョン（仮称）案は、今後10年先を見据えた本件教育の目指すべき姿とその実現に向けて、5年間に取り組む施策の方向を示すものとして今年度策定され、平成23年度から取組が開始されます。県当局におかれは、第6回教育改革推進会議で要望事項として示された、ビジョンの周知

と県民の主体的参加の促進、必要な財源の確保と総合的、計画的な取組の推進、適切な進行管理と社会変化への柔軟な対応について、今後、着実に取り組まれるよう要望します。

次に、いじめ問題への対応についてであります。

本年10月以降、全国で児童・生徒の自殺が相次いでいることを受けて、現在、各学校においてアンケート調査によるいじめの実態把握が行われています。調査に当たっては、不登校の児童・生徒も含め、いじめの実態把握が遺漏なく行われるよう要望します。また、今後、いじめ等の相談に対応するための電話相談先紹介カードの改訂を予定しているとのことですが、子どもたちの目線に立った、また、外国人児童・生徒にも配慮したわかりやすいものとする必要があります。あわせて、今後、相談に対応する関係機関どうしの連携のあり方を検討されることを要望します。

さらに、今年度、持続可能な人権教育のための調査研究事業が実施されたことにより、地域間のネットワークが形成されるなど、成果が上がりつつあります。いじめなど子どもたちの生活の中にある様々な人権にかかわる問題の解決のためには、人権教育の推進がさらに必要であり、本事業は有効であると認められることから、今後も継続して取り組まれるよう要望します。

最後に、暴力団排除条例の広報啓発活動についてであります。

平成23年4月1日から施行される暴力団排除条例は、暴力団の排除に関して、警察だけでなく、県民や事業者、行政機関などが相互に連携、協力して推進されるべきものです。そのためには、本条例について、県民や事業者の理解を深めることが重要であることから、県当局におかれては、今後、一層の広報啓発活動に努められるよう要望します。また、施行後、本条例が県民等にどれだけ認知されているかを調査し、さらなる広報啓発の取組に活かされるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 水谷正美政策総務常任委員長。

〔水谷正美政策総務常任委員長登壇〕

政策総務常任委員長（水谷正美） 御報告申し上げます。

政策総務常任委員会に審査を付託されました議案第30号住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例案外1件につきましては、去る12月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第32号につきましては全会一致をもって原案を可決、議案第30号につきましては、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、12月14日に開催した委員会も含め、特に議論のありました事項について申し述べます。

初めに、水力発電事業の民間譲渡についてであります。

県当局におかれては、現在、譲渡価格について協議中ではありますが、一方で、老朽化設備を前倒し補修するなどの準備も行っています。水力発電事業は、これまで順調に収益を上げてきたことにかんがみ、譲渡価格については、前倒し補修等に要した費用を反映するなど、県民から十分納得の得られる適正な価格とするよう協議を進められることを要望します。

次に、中央政府において発表された税制改革大綱についてであります。

中でも、来年度の法人税の減税については、実効税率を5%引き下げることとされていますが、その内容は、国税と地方税を含めた減税とされています。このことは県税収入に影響を与える改革となることから、地方政府に対する財政対策を適切に講じられるよう全国知事会等を通じて中央政府へ働きかけていくとともに、今回の税制改革は、県税収入や県民の生活そのものにもどのような影響を与えることになるのか、適切な時期に議会への報告をいただくことを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 西塚宗郎予算決算常任委員長。

〔西塚宗郎予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（西塚宗郎） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第15号平成22年度三重県

一般会計補正予算（第8号）外27件につきましては、去る12月9日、10日、13日、14日及び17日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、12月17日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、議案第16号から議案第25号まで、議案第36号、議案第37号、議案第40号、議案第44号から議案第48号まで及び議案第69号から議案第73号までの23件は、全会一致をもって原案を可決、議案第15号及び議案第26号から議案第29号までの5件については賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、12月9日、10日、13日、14日及び17日に開催された各分科会における審査の過程において、特に議論のありました事項について申し述べます。

1点目は、R D F 焼却発電施設用地取得後の土地利用についてであります。

R D F 焼却発電施設用地については、平成9年3月に桑名広域清掃事業組合と交わした確認書に基づき、本年7月の土地区画整理による仮換地指定に伴い、土地取得の仮契約を締結し、用地を取得するとしております。県当局におかれては、用地取得後の土地利用について、市町と協議されている平成29年度以降のR D F 焼却発電事業の方向性も踏まえ、これまで土地や施設を一体的に利用してきた桑名広域清掃事業組合がR D F 事業終了後のごみ処理方式を検討する場に県も積極的に参加するなど、この土地の有効活用についてよく検討されるよう要望します。

2点目は、介護老人福祉施設の整備についてであります。

特別養護老人ホームへの入所待機者は依然として多数に上っており、早期に整備を進めることが求められていますが、今回、市町が主体となり整備を進める地域密着型福祉施設の創設等が当初の見込みを下回ったことなどによる減額補正予算が計上されています。

一方、県が主体となり進める広域型の施設は、募集枠以上に応募が多くありましたが、今回の減額補正計上分を活用して整備を行うことは、国の制度上の制約により困難となっています。県当局においては、国に対して働きか

けるなど、地域の実情に応じた整備が円滑に進められるよう取り組まれることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討 論

議長（三谷哲央） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。24番 真弓俊郎議員。

〔24番 真弓俊郎議員登壇・拍手〕

24番（真弓俊郎） おはようございます。日本共産党の真弓俊郎でございます。日本共産党を代表しまして、今回の議案に対する討論を行います。次に挙げる10の議案、今回、47本出されていますが、次の10の議案には反対である意思を表明しまして、その理由を挙げて討論に参加したいと思います。

まず、議案第15号平成22年度一般会計補正予算、これと議案第26号、これは水道事業会計補正予算、それから、議案第27号工業用水道事業の補正予算、議案第28号電気事業会計補正予算、それから、議案第29号病院事業会計補正予算、これらについては、もともと人事委員会勧告がありまして給与が引き下げられるという形が補正の中に盛り込まれています。行政職員の平均で、約年間にすると10万円4000円の引き下げと。今度、言われているこの事業会計でも、1億3000万円余の減少ということになります。

前にも述べたように、3会計合計では30億円の減額になるという形です。クリスマス商戦、年末商戦があって、その前のボーナス。本来は、県内の消費に回るはずの30億円がペアになってしまう。もともと今の日本経済、大変な状況ですが、このデフレスパイラルの大もとは、大企業の懐にため込まれた内部留保金と言われていました。国の試算でも、240兆円を超える内部留保金がためられっ放し、もともとは、国民の皆さんが一生懸命働いた、そのお金です。240兆円が国民の中に回れば、国民の今の悲惨な暮らしは一遍に消えて

しまう、とかく労働者が安い賃金で抑え込まれている、このことが、今の日本経済、とりわけ三重県をはじめとした地方経済の落ち込みにつながっているという学者が多くみえるのも、そのせいだと考えられています。

そのときに、さらに30億円の損失を、今度は招いてしまったわけです。私どもは、議員や知事の特別職の給与の引き下げについては反対はいたしません。ロイヤルオブリージという形で責任をとって引き下げをするというのは当然だと思いますが、一般職員、事業庁の職員等の給与引き下げには、地方の経済という点からしても反対、これをやはり皆さんと一緒にやりたいと思います。

続きまして、議案第30号住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供ということなんですけれども、住基ネット、これ、1999年に自公連立与党が強行採決をして行ったことです。当時の民主党は、これにも反対をしています。その反対理由は、個人情報的大量流出や不正なデータ、それからプライバシーが危機にさらされるということなんです。今度もこの住基ネットの利用を県税の徴収や土地収用法に関する収用、使用の事務に住基ネットを使うという形で、恐れていたとおり、権力が個人情報を恣意的に使う、その道を開くものだと考えています。

本来、懸念であったことが当たってしまった、このようなことを言わざるを得ません。地方でストップをかけるべきだと考えています。

議案第38号認定こども園の認定基準に関する条例のというやつですけれども、認定こども園、幼保一元化ということと全く逆行する、それぞれの企業にとって都合のよいところの継ぎ合わせというふうに言う方もおみえになります。パッチワークみたいな継ぎ合わせで、子どもたちを育てておる良心的な園長とかオーナーにとっては、本来、これは使うべきではない。こういうことを言われる、ある幼稚園の園長さんもおみえになります。

実際に2006年にこれが実施されてからも、三重県では一切手が挙がってこなかった。子どもたちを大切にすれば、こんな継ぎはぎだらけなのはやらへんよねというのが、多くの良心的な園長さんたちの考えであった。それ

に、さらにつじつま合わせを、規制緩和、こういふことでさらに進めようとするものに対しては、反対せざるを得ないと考えています。

それから、議案第62号県環境学習情報センターの指定管理者の指定なんですけれども、これ、環境学習、四日市公害のその悲惨なことから、二度と三重県の中で公害を招かない、企業の責任も追及していく、このことをしっかりとやるべきは、本来、行政としてやるべきだと考えていますが、それを民間に丸投げをしてやらせていく、そこへ子どもたちが何人来たかではなくて、四日市公害の反省をいかにしていくかということが、県挙げて大事なのに、民間に指定管理する。こんな態度は許せないと考えています。

それから、議案第65号県営サンアリーナの指定管理者の指定ですが、これも、県営サンアリーナというのはもう無駄の典型と言われています。このことを言うと怒られるんですけれども、伊勢神宮の入り込み客が史上最高を超えたと。いつ行っても浦田の駐車場には満杯で入れないと。いっそサンアリーナを更地にして、あそこを浦田の代替駐車場にしたらどうやという方もおみえになります。そのことも、表明もしたいと思います。

それから、最後、議案第66号県立志摩病院の指定管理者の指定ですが、常任委員会でも随分問題になったというふうに委員長もおっしゃられました。実際に、地元の方は、何とか三重大か日本赤十字社が受けてくれないかなというのが、正直なところ、今までのお医者さん、病院関係とのつながりの中で、内々は思ってみえたことです。それが、地域医療振興協会にかわってしまったと。これで、三重大あるいは山田赤十字病院と、これからつながりがなくなるのではないかとということも心配されています。そのことが常任委員会でも論議をされて、ああいう結果になったのではないかと考えています。

本来、志摩病院については、県がこれからも全力で支援をしていく、その態度を示すべきだと思うのに、この指定管理者1社入札、そのままを押し進めようとしているのには、反対をせざるを得ません。地域の医療のためにも、県議会は、今、指定管理にそのまま踏み込むのではなくて、しっかりとした県の支援をこれからも担保するために、ここは反対をしていくのが当然では



ないか。このことを表明しまして、私の反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

議長(三谷哲央) 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

議長(三谷哲央) これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、議案第16号から議案第25号まで、議案第31号、議案第32号、議案第36号、議案第37号、議案第39号、議案第40号、議案第43号から議案第48号まで、議案第54号から議案第61号まで、議案第63号、議案第64号及び議案第69号から議案第73号までの37件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(三谷哲央) 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第15号、議案第26号から議案第30号まで、議案第38号、議案第62号及び議案第65号の9件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(三谷哲央) 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第15号及び議案第69号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第15号及び議案第69号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

次に、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

## 請 願 の 審 議

議長（三谷哲央） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択5件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

## 討 論

議長（三谷哲央） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。49番 萩原量吉議員。

〔49番 萩原量吉議員登壇・拍手〕

49番（萩原量吉） ただいま議案として上程されました請願の審議でありますけれども、私たち日本共産党三重県議団は、請願第81号の県機関窓口における行政書士法の遵守徹底に基づく適正な窓口指導の実施を求めることについての採択に反対、また、あわせて請願第85号の30人学級とゆきとどいた教育の実現を求めることについて、不採択に反対をする立場から討論を行いた

いと思います。

まず、81号です。

行政書士法の窓口業務の遵守というのは、これは、行政書士法に基づいてきちんとやるというのは、ある意味では、法の趣旨、当然のことなのであります。ただ、行政書士法というのは、他人の依頼を受けて報酬を得て官公署に書類を作成することについて規定した法律でありますけれども、行政書士以外の方が官公署などへの書類を作成してはならないということを禁止している法律では、決してありません。ですから、行政書士の、これはそれぞれ独占業務だというふうな言葉さえ、この請願にはありますけれども、そうではないわけであります。

本人、個人が書類を作成して提出する、何ら制限されるものではありませんし、また、そのためのいろいろな人たちの手助けを借りること、県職員、OBなんかも手伝いをしてもらったりすることも、当然、あり得ることだと思います。また、そのために、行政の窓口という点では、住民の利便を図って、提出者の書類などの簡素化、あるいはまた親切に指導、援助することが、今、強く求められているところであります。

ところが、この請願の中には、例えばということで、建設業法なんかの申請書類なんかも非常に複雑な届け出になっておりまして、小さな業者なんかは、それぞれ行政書士だ、やれ司法書士だ、弁護士だという形でいろいろ頼むというようなことも難しい、最近の情勢です。大工さんや左官屋さんなどの小さな中小零細業者などが、個人ではとても複雑だし大変だから、当然のことながら、例えば建設労働組合、建労などという組合をつくって、そして、それぞれ会費でお金を出し合いながらいろんな専門家の意見も聞きながら一生懸命自分たちで書く。そういうことについても、この請願は、「会費などの名目で、結局は高額な料金を得ている場合や、高額報酬を搾取するなどの事例もあるように聞き及んでいるが」です。まさに、聞き及んでいるという、仄聞に基づく請願なのであります。

いっぱいこういう例はあると思います。皆さんも御存じだと思うんですけ

れども、例えばそれぞれの業界団体、あるいは商工会、私たちは民主商工会という組織もよく知っております。今で言う建設労働組合なんかもそうですけれども、こういったような形のやり方を、極めて不信感を持ってというか、仄聞に基づいて、このような業務をやめさせよと言わんばかりの請願です。

実は、過去にそういうような事例があったんです。県の窓口で、事実、いろいろと提出してきたら、行政書士がついていないからこれは受け取れないというところまで窓口でやったという。これは、今、多少是正されてきているんですけども、こういう請願がまたまた採択されるということになると、これはやはり大変なことになると言わざるを得ません。

私はそういう意味で、こういう趣旨の請願、これは、行政書士法に基づいてきちんとやるという、その立場は、これは堅持してもらうのは当然のことですけれども、やはり、この文面の中にあるような、こういうことまで、いわゆる禁止をすべきだと言わんばかりの、こういうようなやり方、これはやはり間違っているのではないか。各事業間団体、組合、あるいは商工会などのそういう会員の利便性と協同の作業として行政書類を作成することをすべて禁止せよと言わんばかりの、また、受理するなというような本請願を、絶対に私たちは認めるわけにはいかない。強く反対を表明いたします。

次に、請願第85号30人学級とゆきとどいた教育の実現を求めることについて、この請願には、4506名の署名がついています。先生たちや父母の皆さん、協力されながら随分御苦労されて、四日市を中心に集められました。私は、まずこの請願が不採択にされたことに怒りさえ感じながら、この不採択に反対をしている、この4500名を超える人たちの思いを代弁して、この請願そのものに心から賛意を表しながら、不採択に反対を表明するものであります。

この審議を、私は直接、このごろは同日に三つの委員会がありますからなかなか傍聴に行けませんでしたがけれども、インターネットで議会中継を見て、聞いておりましたけれども、びっくりしました。当局の1分30秒余りの説明がありました。質疑を問うたのですけれども、だれひとり質疑もなかった。そして、萩野虔一委員がただ1人、後の討論のところで、「この請願は今後の

国の新しい教員定数の改善計画を注視しながら県の改善を進めていくべきだ」という、この話が、要約しましたけれども、ありました。

しかも、萩野さんは、この請願の趣旨は全く賛意を表明されて、少しもこの点については、私たちは否決する気持ちはないんだということまでおっしゃった。しかしながら、その次の委員長の発言は、ほかにありませんかという中で、結局、杉本熊野委員長が、直ちにこの請願を採択される方はと問われた。だれひとり手を挙げなかった。

したがって、この請願は不採択にすると発言をされたわけであります。全体として、この間、わずか4分間。本当にこれでいいのだろうか。私は本当にひとしく国民に認められたこの請願権、憲法16条に基づく国民の基本的な人権にもかかわるような、あまねく国民、県民から県議会に提出される、まさに住民が提起する議案とも言うべきものでありますが、4500名からのこんな署名をつけている請願に、まともな論議をしてくれたのかと、私は本当に正直、請願者の思いを込めて言いたいんです。叫びたいんです。杉本熊野委員長に、私は質疑をしたかった。しかし、質疑したところで、審議そのものをしていないんですから、多分、全く答えようがないということになるのではないかと思います。

これが、県民の代表たる県議会で本当にいいのだろうか。国のほうでは、定数改善計画が30年ぶりに進んできています。そして、1学級40人から35人というのが、民主党政権の中で提起された。私は、画期的なことだと評価もしています。皆さん、35人学級が、もし小学校1年生で実現したら、36人の子どもたちがいたら、18人学級ずつになるではありませんか。25人下限はすぐさま撤廃されるということになるわけでしょう。

そういった点で、私は、萩野委員が、国の定数改善を見ながら、今後、県の改善を進めていくべきだという点で、少なくとも今後も検討しようではないか、最低でも継続審議にしようではないかということが、やはり県議会の本来のあり方と違うのか。私はこの点で、本当に残念無念の思いを強くしているところでもございます。

どうぞ、請願の採択等について、本当に請願者の意向も酌み取りながら、私は、一昨年、教育警察常任委員会で、この同じ請願を一生懸命論議したことがあります。それこそ1年間通して、あの当時は4回の議会がありました。4回の委員会の中で十分論議し、多くの皆さんが、それこそ請願者の代表が意見陳述もされて、この問題点の論議をしたことがあります。もちろん、予算の関係がありますから、一気にということはありますけれども、私は、大いに、これを不採択だということではなくて、今後、国の定数改善とあわせて、大いに三重県でも一層の改善を勝ち取ることに。そのことを私たちの使命として、心から皆さんにも呼びかけて、この不採択に反対であることを表明したいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

議長(三谷哲央) 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

議長(三谷哲央) これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、請願第80号軽油取引税における課税免除措置制度の存続を求めることについて、請願第82号私学助成を求めることについて、請願第83号地域生活定着支援センターの事業に関し改善を求めることについて及び請願第84号B型肝炎訴訟の早期全面解決によりB型肝炎罹患者の治療体制の確保及びB型肝炎患者の保護政策の形成を求める意見書の採択を求めることについての4件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(三谷哲央) 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第81号県機関窓口における行政書士法の遵守徹底に基づく適正

な窓口指導の実施を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第85号30人学級とゆきとどいた教育の実現を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

---

## 採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの 生活文化環境森林常任委員会関係

請願第82号 私学助成を求めることについて

---

### 意見書案審議

議長（三谷哲央） 日程第3、意見書案第12号私学助成の充実等を求める意見書案、意見書案第13号地域生活定着支援事業の推進を図るための意見書案、意見書案第14号B型肝炎ウイルスの感染被害者への支援の充実等を求める意見書案、意見書案第15号軽油引取税の課税免除措置の存続等を求める意見書案、意見書案第16号地方議会の機能強化及び地方議会議員の法的位置づけの明確化を求める意見書案、意見書案第17号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に慎重な対応を求める意見書案、意見書案第18号子ども手当について国が全額を負担することを求める意見書案、意見書案第19号公共調達に関して働きがいのある人間らしい仕事の実現を図るための法整備を

求める意見書案、意見書案第20号地域経済の活性化のための施策の推進等を求める意見書案及び意見書案第21号環太平洋連携（ＴＰＰ）への参加に関して第1次産業の一層の構造改革を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第16号から意見書案第21号までは委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第16号から意見書案第21号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討 論

議長（三谷哲央） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。47番 西場信行議員。

〔47番 西場信行議員登壇・拍手〕

47番（西場信行） 自民みらいの西場信行でございます。意見書案第17号につきまして、賛成討論をさせていただきます。

この意見書案では、ＴＰＰについて具体的でわかりやすい情報を国民に提供し、国民議論を踏まえて、参加の是非について慎重に判断することを求めたものであります。政府においては、外交等の失態の巻き返しのために、あわてて高速バスに乗った、ＴＰＰバスに乗ったんですが、行き先がわからないまま走り始めておると。こういう状況ではないかなと思います。

そこで、決して拙速にならないように、その判断を慎重にすることを求めていきたいと思っております。菅総理におかれては、余りいらいらせず、じっくりとやってもらうように、この意見書を通じて求めていきたいなと思っております。

何と申しましても、国民に対するＴＰＰに対する政府からの情報提供が極



めて不足をしております。なぜ、唐突にＴＰＰなのか。その背景は何であるのか。これまで苦勞して進めてきたＥＰＡ、あるいはＦＴＡ、ＷＴＯといった２国間の交渉で、お互いの相互のメリットを引き出しながらウイン・ウイン関係を築きながらやってきたというものについて、今までと一体、なぜ急にそれを変更しなくちゃならないのか。ＴＰＰを締結すればどうなるのか。わからないことが余りにも多過ぎるわけでございまして、政府からの説明情報も少ない。不明瞭なまま参加の方向が固まっていくことは極めておかしいと、こういうように思うのであります。

マスコミ等もこの報道をする中で、ＴＰＰの本来の正体がわからないままに、農林水産品対工業製品をわざと対決させたり、あるいは、開国が鎖国かという論議になってしまったり、農業保護か国益かの構図になってしまったり、まことに底の浅い不毛な議論に踊らされておるのではないかと、こういった点についても大変残念な思いをいたしております。

かつて、この三重県において市場原理、経済性、効率性を軸にした競争性に重きを置く県政改革がありました。そして、国においても構造改革が行われた。一定の成果はあったものの、地方が疲弊し、格差社会が出現する。そういうひずみが顕在してきたことを考えて、今後の社会のあり方、いわゆる改めて政策のあり方が、この自由化の政策のあり方が今問われておるときでもあります。この競争政策の再点検、ある意味でそういう時期も迎えておる。

そういう中で、我が三重県政の中で野呂知事が２期目に入ってから、県民しあわせプランの中で、この行き過ぎた効率性、経済性の中で出てきた社会の状況を考えて、そして、共生原理に基づく絆社会の考え方を打ち出されたのは、時宜を得た政策の打ち出し方であったと、私はそのことを私なりに評価をさせてもらっておるところであります。

そういう意味で、知事の言葉をかりれば、大きな時代の峠を、今、迎えて、社会がどう変わろうかとするときであります。今回のＴＰＰは、いわばこの市場原理、競争性のシンボリックな政策取組であると、こういうことになりますが、このＴＰＰが、そういう意味で来るべき味来に向かってどのような

役割を日本に果たしてくれるのか、また、果たすことができないのか。そこをよく考えていかねばならない。

T P Pの全体像、まだよく見えてきませんが、今、わかっていることは、貿易における関税障壁を完全にゼロにしていく、強烈的な自由化路線のシステムであるということが言われております。こういう経済のグローバル化の中で、市場原理、市場経済の改革を進めるツールであれば、今、国民や県民の、あるいは地方や農山漁村の理解は、期待よりむしろ不安を先行させているのではないかと、そういうふうに思われます。そういう意味で、今、国民議論、これが大変重要になってきておると、このように思います。

T P Pへの影響がどうなるのか。参加のメリット、不参加のメリット、デメリットの試算値が、農林水産省や経済産業省から相次いで発表されてきております。それぞれ我田引水的な数字になっておりまして、かなり現実離れた極端な試算になっておりまして、それをもって議論することは余り適切じゃないかなと、こういうふうに思いますが、しかし、それにしても農林水産省が打ち出したT P P参加の場合の国内農業への影響額、生産額が4兆1000億ほど減る、半減する、食料自給率が低いところの40%がさらに14%になるという数字には、衝撃を隠せないところであります。

本県においても、その試算値が発表されておるところであります。さきに実施された衆議院選挙のマニフェストで、自給率50%を政府は掲げたところでありまして、この食料自給率50%とT P Pはどのように整合を図っていくのか、全く理解できない。T P Pに参加して、日本農業との両立を図っていくための農業政策をどうしていくのかという点でございます。今後、そういった国民議論をするための判断材料を出してもらわねばなりません。そういう中で、あわせて農業政策を推進する、農業構造改革を推進するということになるのかなと思いますが、まずは、先にその農業構造改革をどうするのか、あるいは農政ビジョンの方策をどうするのかを先に示すべきでありましょう。

また、さきに国民に約束した食料自給率50%を担保する政策を、まず先に明示して議論していく必要があるかと思います。試算によって、所得補償へ

3兆円ほど上乘せすれば、理論上はつじつまが合うと、こういうことのようにありますが、しかし、そのために消費税を増やしてそれに充てるということは、なかなか簡単なものではない。農業者の誇りを考えない、金だけのそういう政策がどうなっていくのか。恐らく耕作放棄地の増大という結果を招くことになると、このように思います。

政府は、さきの選挙公約で、農政の改革を掲げました。その注目すべきは、小規模農家にも光を当てた、多様な担い手による多様な農業の展開であります。TPPは、これに対してどのようにこたえた農業政策をあわせて打ち出していけるのか、大変難しい局面になっておると思います。

さらに、TPPには、非関税障壁の扱いがあります。金融、保険、医療、動植物の検疫、原産地規制、政府調達などの規制緩和が求められます。米国からは、恐らくBSE問題で設定された月齢30カ月以上の米国産牛肉の輸入規制、これのまず緩和を求めてくることでありましょう。恐らく米国の本音がここにあると、このように私は思いますが、国内の畜産への大打撃と、こうなります。

金融、保険緩和では、まず郵政、そして国民皆保険制度につきましても、多くのこれから介入がなされてくる。医薬品の規格などの基準の緩和、よく言われております看護師さんや介護士などの資格要件の緩和や外国人労働者の受け入れ問題、こういったものについて、どのように対応していけばいいのかということが、全くわからない状況でございます。そういう中で、この拙速な政府の決断をいさめて、国民に対して詳細でわかりやすい情報を提供して、国民的議論を喚起して、参加の是非を判断していかなばなりません。

10月1日に、菅総理が突然、所信表明演説でこれを取り上げ、横浜APECでも、さらに表明を追加いたしました。いかにも唐突、突然であり、内容が突飛であります。TPPを快く思わない人は、TPPと呼ばないですね、とっぴつぴと呼んでおるんですよ。こういうような中で、これからの議論が語られますが、どうか慎重に判断されることをお願いして、私の17号におけます賛成討論にさせていただきます。

よろしくお願いたします。(拍手)

議長(三谷哲央) 16番 稲垣昭義議員。

〔16番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

16番(稲垣昭義) 意見書案第21号環太平洋連携(T P P)への参加に関して第1次産業の一層の構造改革を求める意見書案に賛成する立場を表明し、新政みえを代表して、討論に参加をさせていただきます。

日本は、11月に開催されたアジア太平洋経済協力(A P E C)首脳会議に先立ち、包括的経済連携に関する基本方針において、T P Pについて情報収集の必要性和国内環境整備の推進に言及しつつ、関係国との協議を開始することを明らかにしました。

世界の自由貿易化やルール設定がE P Aによって担われるようになった今日、貿易立国である日本にとって、現状維持にとどまることは、企業がグローバルに展開する生産流通ネットワークから日本が脱落することにつながり、日本企業の生産拠点の国外流出を加速し、投資適地としての日本の魅力を失い、将来の雇用機会を喪失することにつながると言えます。

また、今般のT P Pについては、このような経済的重要性に加えて、それを超えた政治的重要性があると言えます。T P Pには、米国やA S E A N諸国など日本と関係の深い環太平洋の重要国が交渉に加わっています。A P E Cは、これまで日本とオーストラリアが主導し、現在の形に発展させ、環太平洋のまとまりをつくってきましたが、しかし、今後、その主導権をめぐることは、T P Pが環太平洋のまとまりを次のステージに導くものと言えます。

このような環太平洋の新しい秩序づくりという経済的、政治的重要性をかんがみて、政府は包括的経済連携に関する基本方針を発表しており、私たち地方議会に求められるのは、このT P Pに関して、賛成や反対や慎重な対応といったことを政府に対して申し上げるのではなく、むしろ環太平洋の新しい秩序づくりに加わる中で、国益をしっかりと守るよう注視し、意見を申し上げることではないでしょうか。

具体的には、政府の試算では、T P Pに不参加の場合の本県基幹産業等へ

の影響は、実質GDPで2000億円から4800億円の減少となり、雇用面では1万9000人の減少といった試算が出ております。一方、TPPに参加した場合の本県農業への影響は、生産額が約500億円減少する可能性があるとの試算が出ております。

これらの試算から、貿易自由化により、農業分野は最も影響を受けやすい分野と言え、これまで我が国で農業や農村が担ってきた多面的機能を失うことがないように、農業の競争力向上や海外における需要拡大等大胆な政策対応が不可欠であります。このことを政府に強く申し上げることのほうが、私たち地方議会の役割として最も重要なことであると考えます。

再度申し上げますが、私たち三重県議会は、TPPに関して賛成や反対や慎重な対応といったことを政府に申し上げるのではなく、この機会に、農業政策の体系を根本的に転換するなど、第1次産業の一層の構造改革が必要であることを政府に申し上げることが重要であると考えます。

議場の議員各位に御賛同いただくことをお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。(拍手)

議長(三谷哲央) 49番 萩原量吉議員。

〔49番 萩原量吉議員登壇・拍手〕

49番(萩原量吉) 意見書案第17号国民の暮らしを破壊するTPPへの参加に慎重な対応というのが標題でありますけれども、自民みらいの皆さんと一緒に、私たちは、真弓俊郎政策担当がこの提案者にもなっております。

当初、本当は反対という立場で何とか意見書をまとめたいという思いも私たちはしていましたけれども、慎重対応ならば何とか一緒にやれるのと違うかという話で、全国でたしか、もう18県余りは意見書を上げているんですね、国へ。これは反対というのが、非常に多いんですけども、慎重対応も含めて。これまた今年のこの12月末でまたもっと増えるでしょうね。そういうにもかかわらず、我が三重県議会は、何たることだというのがもう残念で仕方がありません。

やっぱり基本的には、このTPPの参加というのは、これはもう言うまで

もなく、原則関税をすべて撤廃しよう。農産物の輸入完全自由化を進めるというものでありますから、日本農業と、それに関連する地域経済に深刻な打撃を与えることは明確であります。私たちは、その意味で、協議の開始から、厳しく参加すべきではない、撤回、このことを強く求めているところであります。

農業に関して言うならば、先ほど西場先生もおっしゃいましたけれども、農業分野の関税自由化、関税の完全な撤廃というのは、食料自給率が14%にも低下する、米の自給率は1割以下になってしまう。まさにこれは農業者の問題だけではなくて、国民の食糧の問題、おいしい日本のお米が食べたい、消費者の願いにも反する、国民の食と食の安全、これを守ろうという点でも、安定的な食料の供給という点でも、極めて重大な問題だと思っております。

日本は国益のために開国しろなどというようなことを言っていますけれども、これはもう本当に暴論と言うべきであります。日本は、本当に鎖国でしょうか。そうではありません。開国は、随分やっているわけです。

私たちの赤旗の資料で発言すると皆さんは信用しないかわかりませんが、あえて、皆さんのところへも送られてきませんでしたか、最近。(資料を示す) この全国農業委員会会長代表者集会、九段会館で1000人から集まったこの集会の中での資料、ここでも、非常に立派な文面が、この要請決議でも出されておりますけれども、TPPはすべての関税撤廃を原則とする包括的な協定であり云々という中で、「国家の基盤となる地域経済、社会の崩壊、さらには人の移動などの非関税障壁の撤廃を含め、我が国の形を変えることにつながるものであります」と指摘をしていますよね。

だから、本請願の中にもきちんと、それこそ外国人の往来の自由化などという形で、一層日本の労働者の賃金を下げるということにもつながってくるわけですから、こういう点も、農業委員会がきちんと指摘している。また、「我が国は約7兆円にも達する食料輸入額、農産物の平均関税率11.7%と低水準であること及び食料自給率が40%であることなど明らかなように、既に世界有数の開かれた市場であり、さらなる市場開放は危機的な状況にあ

る我が国農業、農村の再生への道を閉ざすことになりかねない。」はっきり言っているわけでありまして、これは、本当にちょっとしたデータを見たらわかるわけでありまして、日本が、何が鎖国だというふうに言いたいんですね。

これは、我が党の市田書記局長も国会でグラフも示したところでありますけれども、主要国の農産物の平均関税率、アメリカが5.5%です。日本が11.7、EUは19.5、メキシコ42.9、韓国62.2、インドは124.3でしょう。この事実、否定できますか。まさに、日本はそれこそ鎖国どころかもう本当に開かれた国になっているということです。

国益などというけれども、あるいはまた農業を守ればいいんだろうと、今、稲垣さんが言いましたけど、前原外務大臣、どう言っていますか。日本のGDPにおける第1次産業の割合は1.5%だと。1.5%を守るために98.5%が犠牲になっていると言いつつはではありませんか。許しがたい暴言だと言いたいんですね、私は。許せないわけですよ。

まさに、これは日本の農業を壊滅的に打撃する、そして、食の安全を破壊する亡国の政治だというふうに、私も共産党の志位委員長は指摘していますけれども、さらに、まさに国益というのは何か。これは、ごく一握りの輸出大企業のために日本を売り渡す売国の政治だと、私たちは言いたいんですね。そもそもこれをだれが言い出したか。この点は、皆さんも御承知かと思えますけれども、オバマ大統領が昨年11月に来日の際に、TPP参加を東京演説で言っていますよね。そして、今月開いた日米財界人会議、これも、15年までのTPP加盟の締結を日米両政府に求める、この共同声明を、ごめんなさい、先月でしたね。これを決めた。

経団連が11月21日に発表された緊急提言に基づいて、TPPの日本参加の意義をこういうふうに述べています。「アジア地域における経済統合の動きと米国、アメリカを橋渡しする唯一の道は、我が国がTPP交渉にできる限り早期に参加することである」、TPPは、アジアに進出したいアメリカと、その補完役を買って出た日本の財界、そのことによって進められている。まさに、アジアに進出したい日米財界の推進、これが立役者というか推進役にな

っているという、ここを私は見抜かなければ、何が国益だというふうに言いたいのであります。

私は、あえて自民党と一緒に提案していますから、全国農業新聞、ここに載っている自民党の農林部会長、宮腰さんの発言、これはもう西場先生のお株をとるようですが、「我が国は1964年の林産物の自由化以降、住宅需要など国民ニーズにこたえる形で木材関税をゼロないし10%まで下げてきた。その後の山林の状況を見れば、関税撤廃がいかに大きなダメージを与えるか、火を見るよりも明らかだ」と指摘してみえます。

全くそのとおりだと、私たちも思っているところであります。これは、自民党の部会長が言うだけじゃないですよ。この皆さんの要請書の中に、民主党森本企業団体対策委員会副委員長、代表の要請にこたえて、苦しい要請に対して答えてみえますよ、ＴＰＰの問題についても。これ、三重県からも行かれたけれども、「この米価の問題から、そしてまたＴＰＰの中での農村が疲弊する問題で、東北地方と農村部の三重４区や５区は似通った事情を抱えており」と、こう言ってみえる。「要望をしっかりと受けとめたいが、民主党の幹部には都市部選出の議員が多いので、国を開くことが全面に押し出されてしまう面がある」と、こんな苦しい要請に対する返事をしている我が三重県の民主党の議員。だから、やっぱりこのところを、本当に今こそ考えなければならぬという点です。

雇用の面でも言われたけど、経済産業省の計算では、ＴＰＰに参加しない場合、雇用減は81万人と言いましたね。農林水産省の計算では、参加した場合、農業や関連の団体を含めて、その４倍、340万人の雇用が失われる、この数字も出ていますね。やっぱりそこをきちんと見て、今こそ国の政治に要請することが極めて大事だと。このことを強く申し上げて、ぜひ、この意見書17号に賛意を表明されることを強く要求しての討論を終わりたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

議長(三谷哲央) 以上で討論を終結いたします。



## 採 決

議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第12号から意見書案第16号まで及び意見書案第18号から意見書案第20号までの8件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

次に、意見書案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

## 常 任 委 員 長 報 告

議長（三谷哲央） 日程第4、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員会から調査の経過について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。西塚宗郎予算決算常任委員長。

〔西塚宗郎予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（西塚宗郎） 予算決算常任委員会における平成23年度当初予算編成関係の調査の経過について御報告申し上げます。

平成23年度当初予算は、来春に統一地方選挙を控えることから、骨格的予算として編成が進められていますが、雇用・経済対策や県民生活の安全・安

心を守るための施策については、間断なく対応していくことが必要です。また、骨格的予算であっても、義務的経費に加え、多くの継続的な予算は計上されることから、厳しい財政状況のもと、無駄のない効果的な予算編成が求められるところです。

予算決算常任委員会としましては、予算編成が始まる以前の段階から、関係当局と議論を行ってまいりました。7月における2010年版県政報告書に係る調査に始まり、10月から11月には決算審査と同時に予算編成に向けての考え方についての詳細な審査を行い、議会の意見を来年度予算編成に反映させるため、一層の議論を重ねました。

また、12月7日からは本委員会及び各分科会を開催し、各部の当初予算要求状況等について、関係当局の出席を求め、慎重に調査を行ってまいりました。以下、調査の過程において特に議論のあった事項について、申し述べます。

1点目は、的確な財政運営についてであります。

本県の平成23年度の財政見通しは、歳入面では県税収入に多くを期待することは困難な状況にあり、歳出面では社会保障関係経費や公債費の増高が見込まれ、県財政をめぐる状況は一段と厳しくなっています。また、現下の経済情勢は、円高やデフレの長期化、海外経済の減速による輸出の鈍化など予断を許さない状況にあり、雇用情勢においても高い失業率が継続し、若年者の雇用は厳しい状況に置かれています。

平成23年度においては、このような厳しい雇用・経済情勢に迅速、柔軟に対応することが求められることから、今後とも、国の地方財政計画や税財政改革の動向を注視しながら、県内の経済情勢など県の財政運営に大きな影響を与える要素を精査、分析し、的確な財政運営に努められるよう要望します。

2点目は、県民のニーズにこたえる予算編成についてであります。

平成19年度から平成22年度にかけて、県民しあわせプランを推進するため、第二次戦略計画に取り組んできたところですが、これまでの取組を県民の視点で検証し、これからの施策展開に反映していくことが必要です。これまで

も県政報告書などでその評価を行ってきたところですが、厳しい行財政状況のもと、経営資源を拡大することは難しい状況にあり、事務事業を県民の視点で徹底して見直すとともに、県民にとって真に必要な取組には重点的に予算配分を行う選択と集中をより一層推進されるよう要望いたします。

その他、各部局の当初予算要求状況等について、各分科会で議論のありました主な項目について、5点申し述べます。

1点目は、協同農業普及事業交付金についてであります。

先月、行政刷新会議による事業仕分けにおいて、協同農業普及事業は、国が交付金を支出する合理的な説明が不明、都道府県でやっていくことが可能などの理由から、「来年度の予算計上を見送り、抜本的に見直すこと」と取りまとめられました。しかしながら、同交付金は、農業改良助長法に基づく同事業を適正に実施するために欠くことのできない交付金であります。県当局におかれましては、普及指導員の活動に支障を来さないよう国に対して交付金の計上を強く要望するなど、必要な予算を確保されるよう要望いたします。

2点目は、離職者の職業能力開発への支援についてであります。

雇用情勢が依然として厳しい状況にあるなか、引き続き職業訓練等の提供の充実が求められています。しかし、国は独立行政法人雇用・能力開発機構が実施している離職者に対する職業訓練のうち、委託訓練を来年度から廃止する方針であることから、県当局は、県が実施する職業訓練数の増加を検討しています。離職者等の職業能力開発への支援は非常に重要であることから、県当局におかれては、就職につながる多様な職業訓練等の充実を図るとともに、職業訓練数の増加に対応できる組織体制づくりを進めていかれることを要望します。

3点目は、児童相談所の専門性の強化についてであります。

4月に鈴鹿市で発生した児童虐待事案についての検証結果を踏まえ、児童相談所職員の資質向上を図る事業などを充実した予算要求がなされています。児童虐待は、今後ますます複雑な事案の発生が見込まれることから、的確に対応するためには、専門性の強化が求められるところです。

県当局においては、研修体系の確立とあわせて、今後は、外部の様々な分野の人材の活用や、職員の専門的な能力を生かすための配置についても、さらに検討を進められるよう要望します。

4点目は、河川の堆積土砂の撤去についてであります。

近年の集中豪雨等により、河川における土砂の堆積は著しく、これまでも治水上の安全を確保するため、早急な土砂撤去を県当局に対し、強く求めてきたところです。このような中、県当局におかれては、堆積土砂の撤去に要する経費を平成23年度当初予算で増額要求するとともに、砂利採取を活用した河川堆積土砂撤去方針の試行を延長するなど、堆積土砂対策の強化に取り組まれておりますが、さらに治水上の安全確保を図るため、砂利採取において河川に繁茂する草木の処理についても考慮するなど、より一層、堆積土砂等の撤去の推進に努められるよう要望します。

5点目は、高校卒業予定者の就職支援についてであります。

長引く不況の影響により、高校卒業予定者の就職については、依然として厳しい状況が続いています。教育委員会の予算要求では、キャリア教育の推進や教職員の就職指導スキル向上を図る事業が充実されておりますが、事業の実施に当たっては、これまでの取組の成果等を踏まえつつ、事業をより効果的なものとするため、関係当局との連携を密にして取り組まれるよう要望します。

また、キャリア教育や就職指導の中で、第1次産業等も含めた幅広い職業選択ができるような教育、指導に取り組まれるよう要望します。

以上、当委員会での調査の概要を述べました。

平成23年度当初予算は骨格的予算として編成が進められますが、県当局におかれては、本委員会や各分科会等での議論や意見を十分に踏まえ、精査、検討されるよう要望しまして、当委員会の報告といたします。  
議長（三谷哲央） 以上で常任委員長の報告を終わります。

## 特別委員長報告

議長（三谷哲央） 日程第5、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、地域主権調査特別委員会及び新エネルギー調査特別委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。森野真治地域主権調査特別委員長。

〔森野真治地域主権調査特別委員長登壇〕

地域主権調査特別委員長（森野真治） 地域主権調査特別委員会における調査の経過について御報告を申し上げます。

昨年の政権交代以降、国は地域主権改革を最重要施策と位置づけ、地域へのことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指し、この国のあり方を大きく転換するため、昨年11月、内閣府に地域主権戦略会議を設置し、具体的な方策について検討しています。

本委員会は、国の目指す地域主権改革が本県に与える影響や、地域主権のあり方について調査することを目的に設置されました。本委員会では、今年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱の作成に携わった地域主権戦略会議の構成員である神野直彦地方財政審議会会長より詳細な話を伺うため県外調査を実施するなど、これまで6回の委員会を開催し、国が行う地域主権改革の現状や課題について調査を行ってきました。

地域主権は、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために、国と地方の役割分担を見直し、住民に身近なことは、できるだけ地方にゆだねるとともに、地方の自主性、自立性を高め、自らの判断と責任において行政を運営することです。

国民は、生活における真の豊かさを求めており、そのため、生活に身近な地方の果たす役割への期待が高まりつつあります。地方は、自らの判断と責任において住民が生活の向上と魅力ある地域づくりに邁進できるような機能と条件を備えることが重要になっています。

このような中、地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場の法制化を実現する国と地方の協議の場に関する法律案が、第174回国会に提出されましたが、いまだ継続審議となっています。地域主権戦略大綱では、国の出先機関の抜本的な見直しについて、出先機関の原則廃上の方針を打ち出したものの、具体的な方針は示されませんでした。出先機関の事務、権限を地方に移すかどうかを検討する各省庁の自己仕分けは、事実上のゼロ回答が相次いでいます。

また、国から地方へのひもつき補助金を廃し、地方が自由にできる一括交付金については、どの補助金等を対象とし、どのような方法で配分するのか等、制度設計の詳細はいまだ明らかではなく、一方で、一括交付金化が国の財源捻出の手段であるかのような議論がなされています。

そこで、これまで調査を進めてきた中で、三重県における地域主権の確立に関し、当委員会として、次のとおり意見を申し上げます。

まず、国に対しての要望であります。

地域の実情を踏まえた地方からの提案等を法律上保障する国と地方の協議の場に関する法律など地域主権関連3法案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の地域主権の確立のために不可欠なものであります。改革を進める上での第一歩となるこれら重要な法案の早期成立を求めます。あわせて、地域の声を国政に反映させる制度を整備することも求めます。

国の出先機関の原則廃止について、各省庁は、地域のことは地域が決めるという地域主権改革の原点に立ち返り、補完性の原理に基づき、国と地方の役割分担を明確にし、地方が実施することを求める事務、権限はすべて地方に移管するとの原則のもと、積極的に実行することを求めます。

また、一括交付金化については、対象となる事業が滞りなく執行できるよう必要な予算総額を確保するとともに、地方の自由裁量の拡大や、実質的に地方の自主財源への転換であることを明確にすることを求めます。その際、法令に基づいたナショナルミニマムを確保するために要する経費については、

一括交付金化の対象外とすることも、あわせて求めます。

そして、地方が一括交付金を毎年検証し、国と地方の協議の場等で総額などそのあり方について議論及び要望できる仕組みを整備することを求めます。

次は、県に対してであります。

国の出先機関改革について、各省庁は、地方に任せられないというのを一つの理由に、国の出先機関原則廃上に抵抗していますが、県自らが事務の受け入れを表明することで、各省庁が抱く危惧も安心へと変化すると考えられます。県は、今こそ地域主権の実現に向け、国と地方の役割分担の見直しを行い、県として受け入れることのできる具体的な事務について、その人員や県民の利便性などをシミュレーションする等積極的な姿勢を示すよう要望します。

また、補助金の一括交付金化については、地域主権戦略会議で地方側が示したように、具体的な補助金の問題点を明らかにした上で一括交付金の制度設計を進めるよう、本県も積極的に取り組むよう要望します。そして、一括交付金化が行われた後、その執行については首長の自由裁量が拡大することから、議会の監視機能を高める必要があります。

以上申し述べましたが、現在、国が進めている地域主権改革そのものに反対する意見もありましたことを申し添えます。

最後に、真の地域主権を確立し、地域の活性化を図るためには、県当局の積極的な対応が求められています。当局におかれては、本委員会の議論を十分踏まえ、取組を推進されることを要望いたしまして本委員会の報告といたします。(拍手)

議長(三谷哲央) 野田勇喜雄新エネルギー調査特別委員長。

〔野田勇喜雄新エネルギー調査特別委員長登壇〕

新エネルギー調査特別委員長(野田勇喜雄) 新エネルギー調査特別委員会における調査の経過について御報告申し上げます。

近年、社会的に環境に対する関心が急速に高まる中、地球温暖化の要因と言われる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減や、環境負荷の

少ない新エネルギーのさらなる導入が課題となっております。

本委員会は、太陽光、風力、バイオマスをはじめとする新エネルギーの導入や開発への取組に関する調査、並びに本県におけるエネルギー事情の調査を行うことを目的として本年5月に設置されました。また、本委員会は新エネルギーのみだけでなく、火力発電などの環境負荷低減対策や高効率化、クリーンエネルギー自動車や燃料電池などの革新的なエネルギーの高度利用技術についても調査の範囲とし、低炭素社会の実現に向けた課題について調査を行ってまいりました。

本委員会では、これまで7回の委員会を開催し、県当局及び国の施策について聴き取りを行ったほか、ドイツのエネルギー政策に関して参考人を招致し、聴き取りを行いました。さらに、県内外でも調査を実施し、学識経験者からも意見を聴取するなど活発な調査活動を行ってまいりました。

また、みえ県議会だよりを活用した当委員会への提案募集においては、県民の皆様から、「太陽光や風力発電の設置を促進し、環境先進県として県民をリードしていくべき」、「間伐材を利用したバイオマス発電の推進により雇用や山林保全に大きな効果があると思う」といった意見や、「新エネルギーのデメリットを含めて何が適切かしっかり議論してほしい」など多くの意見、提案をいただきました。また、新エネルギーに限らず、エコカーや燃料電池、原子力発電に関する様々な意見をいただきました。

我が国のエネルギー供給構造は、第1次、第2次のオイルショックを経て石油代替エネルギーを推進する政策を推し進めた結果、1次エネルギーや発電電力量に占める石油の割合は大幅に低下しました。しかし、石油を含めた天然ガス、石炭、LPGといった化石燃料の割合は、依然として高い水準にあります。

我が国のエネルギー消費は、オイルショック時を除いてほぼ一貫して増加傾向にあり、国内総生産の伸びに従ってエネルギーの消費も増えています。京都議定書の基準年である1990年と比較して産業部門は0.9倍となっておりますが、運輸部門は1.1倍、民生部門は1.3倍となっております。なお、2008年に



おけるエネルギー消費割合は産業部門が約43%と最も高く、続いて民生部門が約34%、運輸部門が約23%となっています。

我が国のエネルギー自給率は、かつて国産石炭や水力などの国内天然資源エネルギーの活用により、高い自給率を達成していましたが、高度経済成長のもとで石炭から石油への燃料転換が進み、石油が大量に輸入されるとともに、石炭も輸入中心へと移行したことから、エネルギー自給率は大幅に低下していきました。さらに、オイルショック以降に導入された天然ガスや原子力の燃料となるウランについても、ほぼ全量が海外から輸入されているため、2007年のエネルギー自給率は主要先進国で最も低く、水力、バイオマス等わずか4%程度となっています。なお、原子力の燃料となるウランは、一度輸入すると長期間使うことができることから、原子力を準国産エネルギーと考えると、エネルギー自給率は約18%となっています。

国では、エネルギー政策基本法に基づきエネルギー基本計画を定め、3年ごとに改定を行っています。本年6月には、エネルギー基本計画の改定が閣議決定され、エネルギーの3E、エネルギーの安定供給、環境への適合、市場機能を活用した効率性、これを3Eといたします。これを基本的視点として、エネルギー政策と新成長戦略を一体的に進めていくとし、安全と国民理解を確保しつつ、社会システムや産業構造の転換を中長期的に実現していく視点が不可欠であるとしています。

具体的には、2030年に向けて再生可能エネルギーの導入拡大、原子力発電の推進、化石燃料の高度利用、電力・ガス供給システムの強化を掲げ、固定価格買取制度の拡充や原子力発電所の新增設、次世代型送配電ネットワーク、これはスマートグリッドやスマートコミュニティ等のことです。これの構築などに取り組むとしております。

産業部門では、世界最高の省エネルギー水準の維持強化や天然ガス利用の促進、民生部門ではネット・ゼロ・エネルギーハウス等の実現やLEDなどの高効率照明の普及、運輸部門では新車販売に占める次世代自動車の拡大、また、横断的な取組として、都市や街区レベルでのエネルギー利用適正化な

どに取り組むとしています。

さらに、次世代型送配電ネットワークの構築の実現に向けた国内外での実証実験や、戦略的な標準化等の推進、環境未来都市の実現のための特区の対応の検討を進めるほか、水素エネルギー社会の実現に向けた取組、また、革新的なエネルギー技術の開発や、エネルギー環境分野における国際展開の推進を図るとしています。

その中で、再生可能エネルギーの導入拡大については、地球温暖化対策、エネルギー自給率の向上、エネルギー源の多様化、環境関連産業育成等の観点から重要であるとし、今後、2020年までに1次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%まで高めることを目指すとしています。

さきの臨時国会の閉会で継続審議となっている地球温暖化対策基本法案では、世界の主要国が意欲的な取組をすることを前提として、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを、2020年までに1990年比で25%、2050年には80%を削減することが明記されています。また、これらの目標に向けて、1次エネルギーの10%を再生可能エネルギーで賄うこと、特に原子力に関しては安全性の確保を旨として国民の理解と信頼を得て推進していくこととしています。

また、この法案では、温室効果ガスを削減するための三本柱と言われる対策が掲げられています。

一つ目は、温室効果ガス排出総量の上限、排出枠を設定し、個々の事業者割り当て、その排出枠を遵守するため、事業者同士の排出枠の取引を認める国内排出量取引制度を創設すること。二つ目に、ガソリンや石炭、電気、ガスなど課税することにより二酸化炭素の排出量または化石燃料の消費量に応じた負担を求める地球温暖化対策のための税、いわゆる環境税の検討、その他の税制全体の見直し、三つ目が再生可能エネルギー全体の導入を加速化する観点から、実用化された再生可能エネルギーの全量を電力会社が買い取る全量固定価格買取制度の創設であります。

本委員会は、このようなエネルギー全般の調査の過程における基本的認識

のもと、本委員会での議論に基づき、以下のような課題を認識し、今後のエネルギー施策の展開に当たり、留意すべき事項について報告します。

まず、国の新たなエネルギー基本計画の基本的視点であるエネルギーの3Eをどのように達成していくか。さらに、地球温暖化対策、あるいは二酸化炭素排出量の削減を図っていくために、どのように再生可能エネルギーの普及を推進していくかといった課題があると認識しています。

また、再生可能エネルギーの中で、さらなる普及が求められている太陽光、風力、バイオマスをはじめとする新エネルギーは、資源制約の少ないエネルギーであるとともに、我が国のエネルギー自給率を向上させる非化石エネルギーであり、二酸化炭素の排出量削減など地球環境問題への対応、新規産業の雇用の創出への貢献など様々な意義を有していると認識しています。

エネルギーの3Eを目指しながら新エネルギーの普及を図るためには、次のような三つの観点を勘案し、推し進める必要があります。

一つ目として、新エネルギーは、経済性や供給の安定性に欠けるといった課題から、電力の安定供給を賄えるだけの普及を見込むことは、現在のところ難しい状況です。将来的には太陽光や風力発電、バイオマスエネルギーなどの新エネルギーに、蓄電して分配する効率的なシステムを組み合わせ、電力の安定供給につなげることが望まれますが、現状としては、火力発電など1次エネルギーを利用した既存の発電方法をベース電源として高効率化を図り、これらのエネルギー源によるベストミックスにより電力を安定的に供給し、生活や経済活動の安定を図りながら新エネルギーの導入を推進する必要があります。

二つ目として、新エネルギーの導入は、自国産業の育成をねらい、太陽光発電の固定価格買取制度を導入していた欧州各国でも、新興国の台頭により自国の太陽光産業の育成につながっていないように、経済対策として導入することに課題があることに留意して、国では、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度や国内排出量取引制度、また、環境税の導入などが検討されていますが、これら国の施策動向の見通しを踏まえながら進めていく必要が

あります。

三つ目として、二酸化炭素の排出量削減効果やエネルギーの有効利用及び新エネルギーの普及に資するための高度技術推進の観点から、クリーンエネルギー自動車や家庭用燃料電池の設置を促進し、さらなる普及によるイニシャルコストの低減を図りながら、技術開発を推し進めていく必要があります。

さらに、新エネルギーの施策を具体的に展開していくためには、次のような二つの方向性が考えられます。

一つ目として、新エネルギーに関する施策を国レベルにおいても地域レベルにおいても環境に配慮したエネルギー施策に対する住民の理解を深めていくことを前提として、エネルギー源の多様化の実現を目指してさらなる技術開発の進展を図るとともに、新エネルギーの普及と地球温暖化対策による生活と経済に与える効果や影響を検討しながら展開していくことが考えられます。

二つ目として、ドイツの参考人からも説明があったように、住民参画のもと、地域の特性を生かしたエネルギーのあり方を考え、それを踏まえた計画や仕組みづくりにより、多様な主体と連携して施策を展開していくことが考えられます。

以上申し述べましたが、新エネルギーの普及を推進していくためには、国の政策動向の見通しを踏まえ、県民生活や県内産業へ与える影響を考慮しつつ、県民の理解と参画のもと慎重に進めるとともに、技術開発の進展などの変化に柔軟に対応していくことが求められます。

県当局におかれては、新たな三重県新エネルギービジョンの策定に当たって、本委員会での議論を十分に踏まえ、これまで取り組まれてきた実績を検証し、課題を明確にした上、目標を設定するとともに、具体的な取組を検討されることを要望いたします。本委員会の報告といたします。(拍手)

## 特別委員会の廃止

議長（三谷哲央） 日程第6、地域主権調査特別委員会廃止の件を議題といたします。

お諮りいたします。地域主権調査特別委員会は、その調査を終了いたしましたので廃止いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、よって、地域主権調査特別委員会は廃止することに決定いたしました。

## 議提議案審議

議長（三谷哲央） 日程第7、議提議案第2号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

## 提案説明

議長（三谷哲央） 提出者の説明を求めます。36番 山本 勝議員。

〔36番 山本 勝議員登壇〕

36番（山本 勝） ただいま議題となりました三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案者を代表いたしまして、提案説明を申し上げます。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、三重県議会議員の旅行の実情等にかんがみ、旅費の支給等について改正を行うものであります。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（三谷哲央） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、質疑並びに委員会付託を省略し、

直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

議提議案第2号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 追 加 議 案 審 議

議長（三谷哲央） 日程第8、議案第74号を議題といたします。

## 提 案 説 明

議長（三谷哲央） 提出者の説明を求めます。野呂昭彦知事。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） ただいま上程されました議案第74号について説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、教育委員会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上、甚だ簡単でございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（三谷哲央） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

議案第74号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

## 閉会中の継続審査・調査

議長（三谷哲央） 日程第9、閉会中の継続審査及び調査の件を議題といたします。

本件は、政策総務常任委員会外6常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付の閉会中の継続審査・継続調査申出事件一覧表のとおり、それぞれ閉会中も継続してこれを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。本件はいずれも申し出のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって、本件はいずれも申し出のとおり認めることに決定をいたしました。

---

## 常任委員会閉会中 継続審査・継続調査 申出事件一覧表

政 策 総 務 常 任 委 員 会

1 県政の総合企画調整について

- 1 地域振興の推進について
- 1 東紀州地域の対策について
- 1 行財政の運営について

#### 防災農水商工常任委員会

- 1 危機管理の推進について
- 1 防災対策の推進について
- 1 農業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について
- 1 商工業の振興対策について
- 1 中小企業の育成対策について
- 1 観光の振興対策について
- 1 科学技術の振興について

#### 生活文化環境森林常任委員会

- 1 生活文化行政の総合的推進について
- 1 雇用安定対策について
- 1 環境行政の推進について
- 1 林業の振興対策について

請願第68号 「選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める  
意見書」提出を求めることについて

#### 健康福祉病院常任委員会

- 1 社会福祉対策の総合的推進について
- 1 保健医療行政の推進について
- 1 子ども及び青少年の育成対策について
- 1 病院事業の運営について



## 県土整備企業常任委員会

- 1 公共土木施設の整備促進について
- 1 都市計画、住宅、下水道、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く）の運営について

## 教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 体育・スポーツの振興について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

## 予算決算常任委員会

- 1 予算、決算等県財政について

## 議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について
- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
- 1 議長の諮問に関する事項について

---

議長（三谷哲央） 以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

## 閉 会

議長（三谷哲央） これをもって、平成22年第2回定例会を閉会いたします。  
午前11時52分閉会

閉会に当たり、三谷哲央議長、野呂昭彦知事は、それぞれ次のあいさつを述

べた。

議長（三谷哲央） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月15日に開会いたしました平成22年第2回定例会は、98日間の会期を終え、本日ここに閉会の運びとなりました。

この間、議員の皆様には終始熱心に御審議を賜りますとともに、議事運営にも格別の御協力をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

今定例会を振り返りますと、現下の厳しい経済状況や雇用不安に対処するため、4次にわたって緊急雇用・経済対策の補正予算が提出され、休会日にも、急遽、本会議を開催するなどいたしまして審議を行いました。また、修正可決いたしました三重県暴力団排除条例案をはじめ、鳥羽 - 伊良湖航路存続のための資金支援や医師確保対策に係る関係諸議案など、県民生活の安全・安心に深くかかわる重要案件も審議いたしました。

厳しい議会日程にあっても、充実した御審議をいただきましたことに、重ねて厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会中には、議会改革の取組も一層進展いたしました。まず、私たち議員の費用弁償につきましては、来年1月1日から定額の公務雑費を廃止することといたしました。今後とも透明性を確保し、県民の皆様には十分な説明を果たしていきたいと思っております。

次に、広聴広報機能の充実の点では、新たにみえ出前県議会を実施し、10月には県議会への女性参画、11月にはNPOの資金確保をテーマとして、活発な意見交換が行われたところであります。

こうした取組の積み重ねが第5回マニフェスト大賞最優秀議会改革賞の受賞や日本経済新聞社の調査における議会改革度全国第1位という評価につながったものであり、これらを励みといたしまして、今後とも不断の改革を努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、寒さに向かう折から、議員並びに執行部の皆様には健康に十分御留意いただき、よい新年を迎えられますことをお祈り申し上げます。閉会のごあいさつといたします。（拍手）

知事（野呂昭彦） 閉会に当たりまして、私からも一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は、9月15日の開会以来、本日まで3カ月の長期にわたり開催されましたが、その間、議員の皆様方には終始御熱心に御審議をいただき、提出の全議案を議了いただきましたことに感謝いたしますとともに、人事案件につきましても御同意をいただき、厚く御礼申し上げます。

本議会を通じまして議員の皆様方からいただきました貴重な御提言や御意見等につきましては、これを十分尊重いたしまして、今後の県政の推進にさらに努力をいたしてまいりますので、格別の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、御健康に十分御留意の上、なお一層県政発展のため御活躍くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長           三 谷 哲 央

副 議 長       森 本 繁 史

署名議員       大 野 秀 郎

署名議員       山 本       勝

署名議員       舟 橋 裕 幸